

「クレーン運転 (5 t 未満) 特別教育」のご案内について

労働安全衛生法では、次のクレーン運転業務 (5 t 未満) については、事業者は特別教育を行わなければならないことになっております。(労働安全衛生規則第 36 条-15) (クレーン等安全規則第 21 条)

(イ) つり上げ荷重が 5 トン未満のクレーン

(ロ) つり上げ荷重が 5 トン以上の跨線テルハ

(※床上操作式クレーンの 5 トン以上は、技能講習を受けて下さい。)

つきましては、当協会では事業者に代わり下記により、クレーン運転の業務に係る特別教育講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。なお、玉掛け技能講習修了証では、標記の運転はできません。

記

- | | | | |
|-------------|---|--|------------------|
| 1. 講習日時 | 学 科 | 令和 7 年 7 月 4 日 (金) 8:55~19:20 | 受付 8:40~ |
| | 実 技 | 令和 7 年 7 月 5 日 (土) 8:00~12:00 又は、13:00~17:00 | |
| | | <u>※実技時間については、受講申し込み順とさせていただきます。</u> | |
| | | ※天候等により日程を変更する場合があります。 | |
| | | ※会場入場の際、受付にて受講票を提出してください。 | |
| 2. 講習会場 | 学 科 | 舞鶴西総合会館 (舞鶴市字南田辺 1) | |
| | 実 技 | ジャパンマリンユナイテッド(株)舞鶴事業所 (舞鶴市余部下 1180) | |
| 3. 講習科目 | 学 科 | (1) クレーンに関する知識【3時間】 | |
| | | (2) 原動機及び電気に関する知識【3時間】 | |
| | | (3) クレーン運転のために必要な力学に関する知識【2時間】 | |
| | | (4) 関係法令【1時間】 | |
| | 実 技 | (1) クレーンの運転【3時間】 | |
| | | (2) クレーンの運転のための合図【1時間】 | |
| 4. 受講資格 | 18 歳以上の方 | | |
| 5. 受講料 | 会員事業場 | 13,200 円 | 【12,000+消費税 10%】 |
| | 会員外事業場 | 15,400 円 | 【14,000+消費税 10%】 |
| 6. テキスト代 | 1,705 円 【1,550+消費税 10%】 「クレーンの運転」 ※テキストは講習日当日にお渡しします。
※受講申込後の受講料・テキスト代の返還は致しませんのでご了承下さい。 | | |
| 7. 定員数 | 20 名 (定員になり次第締め切らせて頂きます。) | | |
| 8. 受付日 | 令和 7 年 6 月 4 日 (水) より 土・日・祝祭日を除く 9:00~16:00 | | |
| 9. 申込方法 | 受講申込書に所定事項記入の上お申し込みください。受講料・テキスト代は現金又は振込(手数料事業所負担)でお願いします。受付方法はホームページの《講習受付方法》をご参照下さい。 | | |
| 10. 申込・問合せ先 | (公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部 TEL 0773-75-4731 FAX 0773-75-4777
〒624-0913 舞鶴市字上安久小字安久谷原 381-2 土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00 | | |
| 11. 修了証 | 実技修了後、修了証を交付いたします。 | | |

※ 受講の際の留意点

- ① 実技講習の時は、保護帽(ヘルメット)・安全靴・作業服(長袖)・手袋(軍手も可)が必要となります。
- ② 講習中の携帯電話の使用は禁止します。

舞鶴支部

--

月講習

クレーン運転（5 t 未満）特別教育受講申込書

★氏名(漢字)・生年月日は、修了証に使用しますので、間違いのないようご記入ください。

記入不備による修了証再発行時には再発行手数料（1,650円）をいただきます。

受 講 者	フリガナ	一必ず記入		生 年 月 日	S H 年 月 日生	受講番号 ※記入不要	
	氏名						
	携帯番号（ ）						
旧姓等併記希望の場合 旧姓等氏名： ※併記を希望する氏名等が確認できる書類（戸籍抄本、住民票の写し、自動車運転免許証等）を申込時に提示ください。							
	住所	〒 -					
勤 務 先	会社名			連 絡 先	部署・氏名：		
					担当		
	所在地	〒 -			電話		勤務先 受講者
					FAX		勤務先 受講者
郵 送	請求書・受講票の送付先 いずれかに☑してください ☐ 勤務先住所 ☐ 受講者住所						
会 員	※いずれかにチェックしてください。 ☐ 京都労働基準協会会員・支部会員 ☐ 会員外						

令和 年 月 日

(公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部長 殿

記入された個人情報は、当協会が責任を持って管理し、この講習の実施のためだけに使用します。（法令による場合を除く。）